

郡山市広告事業実施要綱

平成27年4月1日制定

平成28年12月2日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年11月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

[財務部公有資産マネジメント課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が保有する資産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載する事業（以下「広告事業」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告の掲載が適当であると市長が認めたものをいう。

ア 市の施設

イ 市のウェブサイト

ウ 市の印刷物

エ その他広告媒体として活用できる市の資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載することをいう。

(3) 広告主 広告媒体に広告を掲載する者をいう。

(4) 広告事業者 広告掲載について市と契約し、広告主の募集及び選定等を行う者をいう。

(5) 広告掲載料 広告掲載の対価として広告主又は広告事業者が市に支払う料金をいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載は、本市の事務又は事業に支障を及ぼさず、かつ、広告媒体の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

(広告掲載の基準)

第4条 次のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としないものとする。

(1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性があるもの

(5) 社会問題についての主義又は主張にあたるもの

(6) 個人の売名を図るもの

(7) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの

(8) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(9) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの等、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(10) 公衆に危害を与えるもの又はそのおそれがあるもの

(11) 公衆に不快の念をを起こさせるもの又はそのおそれがあるもの

(12) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(13) 市が推奨しているかのような市民の誤解を生じさせるもの又はそのおそれがあるもの

(14) その他掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項各号に定めるもののほか、広告掲載にかかる基準（以下「広告掲載基準」という。）は、市長が別に定める。

（郡山市広告事業審査委員会）

第5条 広告掲載及びその他広告掲載に関し必要な事項を審査するため、郡山市広告事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員長には、財務部長をもって充てる。

3 副委員長には、財務部次長をもって充てる。

4 委員には、総務部行政マネジメント課、政策開発部広聴広報課、財務部財政課、財務部公有資産マネジメント課、市民部市民・NPO活動推進課、市民部セーフコミュニティ課、農商工部産業雇用政策課及び広告媒体を所管する課等の長をもって充てる。

5 市のウェブサイトの広告掲載に関する審査を行うときは、委員長は、第2項に定める委員に政策開発部DX戦略課長を加えることができるものとする。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員長は、広告掲載及びその他広告掲載に関し必要な事項の審査を回議により行うことができるものとする。

（委員会の庶務）

第7条 委員会の庶務は、財務部公有資産マネジメント課において処理するものとする。

（広告の募集）

第8条 市長は、広告を募集しようとするときは、この要綱及び広告掲載基準を示し、かつ当該内容を条件とした上で、市長が別に定める募集要項により、競争入札等適正な方法で、広告主又は広告事業者を決定するものとする。

2 前項に定める募集要項には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告媒体

(2) 広告の規格及び数量

(3) 広告掲載の期間

(4) 募集方法

(5) 広告掲載料の基準となる金額

(6) 広告掲載のための審査に係る申込書

(7) その他広告掲載に関する募集、契約及び申込みに必要な事項

（広告掲載料の基準となる金額の設定）

第9条 広告掲載料の基準となる金額及び予定価格は、広告掲載の規格、数量、期間、類似する

広告の市場価格等を考慮した上で、広告事業ごとに市長が定めるものとする。

（広告掲載の申込み）

第10条 広告主又は広告事業者が、広告掲載をしようとするときは、募集要項に定める所定の申込書に必要事項を記載し、広告の原稿案等掲載しようとする広告の内容が分かるものを添付して市長へ審査を申込みものとする。

2 広告事業者が広告主を募集するときは、当該広告事業者は、この要綱、広告掲載基準及び募集要項に適合する広告主を選定しなければならない。

3 広告主又は広告事業者は、第1項により提出した書類の内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（広告掲載の審査及び承認）

第11条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、この要綱、広告掲載基準及び募集要項に基づき、広告掲載の可否について審査するものとする。

2 市長は、広告掲載の審査において特に疑義が生じたときは、委員会に意見を求めることができるものとする。

3 市長は、審査の結果、広告掲載が適当と認めたときは、承認するものとし、不適当と認めたときは承認しないものとする。

4 広告掲載の審査結果については、前条第1項で審査を申込みした者に通知するものとする。

（行政財産の目的外使用許可等）

第12条 市の保有する資産のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項に規定する行政財産へ広告掲載をしようとするときは、広告主又は広告事業者は、郡山市財産規則（昭和40年郡山市規則第50号）第26条第1項の規定による許可（以下「行政財産の目的外使用許可」という。）を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれら施設の床面積又は敷地に余裕がある部分を広告媒体として活用するときは、行政財産の貸付けの方法によるものとする。

（広告掲載料等の納付）

第13条 広告主又は広告事業者は、広告掲載の承認後、市長が指定する期日までに、広告掲載料を納付しなければならない。

2 広告主又は広告事業者は、広告掲載の承認後、前項の広告掲載料のほかに行政財産の目的外使用許可を必要とするときは、郡山市行政財産使用料条例（昭和42年郡山市条例第86号）に定める使用料を納付しなければならない。

（広告掲載料の返還）

第14条 既に納付した広告掲載料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

（1）広告主又は広告事業者の責めに帰さない事由により、広告掲載できなくなったとき。

（2）その他市長が特に返還する必要があると認めたとき。

（広告主の責務）

第15条 広告主は、広告の内容等、広告掲載に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、次に掲げる事項に従わなければならないものとする。

（1）第4条の規定に違反し、又は市長が市の広告媒体への広告掲載にふさわしくないと認めた

ときは、広告の内容の変更又は修正をすること。

(2) 広告掲載中に広告主の責めに帰する理由により、掲載に不適当な事情が生じたときは、市長が広告掲載を中止できる措置を講じること。

(3) 広告掲載に起因して市に損害が生じたときは、その損害を市に賠償すること。

(4) 著作権その他の権利に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。

(5) 第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任及び負担においてこれらを解決すること。

3 広告事業実施に係る契約においては、前2項に規定する事項を条件としなければならない
(広告事業者の責務)

第16条 広告事業者は、前条に規定する広告主の責務が担保されるよう必要な措置を講ずるものとし、担保されないときは、広告事業者がその責務を負うものとする。

2 広告事業実施に係る契約においては、前項に規定する事項を条件としなければならない。
(広告掲載の中止)

第17条 市長は、広告主又は広告事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止することができるものとする。

(1) 指定する期日までに掲載する広告の提出及び広告掲載料等の納付がないとき。

(2) 市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は市の条件に従わない等事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(3) 社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(4) 書面により、掲載取下げを申し出たとき。

(5) 広告掲載基準を満たさなくなったとき。

(6) 広告掲載に係る一切の権利を、市長の許可なく第三者に譲渡し、又は転貸したとき。

(7) 市長が特に認める、やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定にかかわらず、すでに出版あるいは配布された広告媒体の取扱いは、広告事業ごとに市長が定めるものとする。

3 市長は、第1項の規定による広告の掲載の中止の決定をした際は、行政財産の目的外使用許可を取り消すものとする。ただし、広告事業者が広告主を募集した場合において、当該広告主が第1項に規定する要件に該当した場合は、この限りでない。

4 広告事業実施に係る契約においては、前3項に規定する事項を条件としなければならない。
(広告が掲載された物品等の提供者の募集)

第18条 市長は、広告が掲載された物品等の提供者（広告掲載により当該物品の製作費用等を賄い、本市へ無償提供する民間事業者等をいう。）を募集するときは、市長が別に定める募集要項により、競争入札による等適正な方法で募集し、決定するものとする。

2 広告が掲載された物品等の提供者を募集するときは、当該物品等をこの要綱の広告媒体として取り扱うものとし、当該事業の実施に関しては、第3条、第4条及び第8条から前条までの規定の例により行うものとする。

3 広告が掲載された物品等の提供に関し、所有権、著作権等の権利関係は、広告事業ごとの契約において取り決めるものとする。

(ネーミングライツ・スポンサーの募集)

第19条 市長は、市の施設等に愛称を付与する権利を与える代わりに、本市にその対価等を支払う民間事業者等（次項において「ネーミングライツ・スポンサー」という。）を募集するときは、市長が別に定める募集要項により、競争入札による等適正な方法で募集し、決定するものとする。

2 ネーミングライツ・スポンサーを募集するときは、対象となる施設等をこの要綱の広告媒体として取り扱うものとし、当該事業の実施に関しては、第3条、第4条及び第8条から第17条までの例により行うものとする。

（指定管理者が行う広告事業の取扱い）

第20条 指定管理者が広告事業を行う場合は、この要綱は適用されない。ただし、広告媒体への広告掲載は、市有財産を対象とした広告事業であることを十分考慮するものとし、広告掲載にかかる基準は、市長が別に定める。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に実施している広告事業については、当該広告事業に係る契約の期間が終了するまでの間は、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成28年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。